

○横手市大森産業振興館管理規則

平成17年10月1日
規則第175号

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市大森産業振興館設置条例（平成17年横手市条例第193号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、施設の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 横手市大森産業振興館（以下「振興館」という。）の開館時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 振興館は、無休とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(使用の許可)

第4条 振興館を使用しようとするものは、市長に申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、許可書を交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第5条 振興館を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 秩序の保持に努めること。
- (2) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、振興館の管理上必要な指示に従うこと。

(使用の変更)

第6条 使用者は、使用の許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長に届け出なければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第7条 条例第7条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第2条、第3条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとし、第4条及び第6条から前条までの規定は、適用しない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大森町産業振興館管理規則（昭和61年大森町規則第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和8年3月16日規則第14号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。